

☆ 入居資格 ☆

次のいずれかに該当する方。

●入居する家族全員の総収入が収入基準内にあり、現に住宅に困窮していることが明らかで、次の①、②に該当する方（収入基準は次ページを参照）

- ① 入居時に緊急連絡先を確保できる
- ② 暴力団員でない

●現在市営住宅に入居しているが、高齢や身体障がいなどにより階段の昇降が困難などの理由で住み替えを希望する方

※単身者の場合、申し込みは3DK以下の住宅に限定されます。

※未成年のひとり親世帯については確認する事項がありますので必ず住宅課へ相談して下さい。

☆ 住み替えのお申し込みについて ☆

現在市営住宅に入居中で、他の市営住宅に住み替え希望の方については、住み替えの要件がありますのでご相談ください。主な要件は次のとおりです。

- ① 本人または同居している親族で、疾病・高齢化により、階段の昇降が困難な方がいる場合（現在の住宅から階下の部屋、エレベーター付き住宅へ）
- ② 世帯構成の変動により、間取りや規模の異なる他の公営住宅に入居することが適切と認められる場合
- ③ 本人または同居している親族が、転勤、転職等により通勤に便利な住宅への入居を希望する場合（現在の住宅から、近隣地区への住替は除きます）

※住替え要件に該当する場合でも、**家賃を滞納している方**、収入基準を超過している方、住宅の使用状況が悪い方等条例・規則に違反している方は、住み替え出来ない事があります。

☆ 入居できない方 ☆

- ① 入居する家族全員の総収入が収入基準を超過する方
- ② イヌ・ネコ等ペットを飼育する方
- ③ 持ち家がある方（入居時に持ち家の処分ができる場合は申し込み可能）
- ④ 自治会で決めたこと（共益費の支払い・班長等の活動）について協力できない方
- ⑤ 近所の方々と円満な共同生活ができない方
- ⑥ 入居者（同居者を含む）に暴力団員がいる方
- ⑦ 配偶者がいる場合で、同居しない方

※ 身体状況などにより、日常生活の状況を聞き取りさせていただく場合があります。